

ナイスサポートご利用の手びき 2023 2024 年度版の改定について

令和5年8月1日より入会できる方の年齢要件の撤廃をいたしました。また、実務にあわせて慶弔共済金の一部の取扱い等「ナイスサポートご利用の手びき 2023 2024 年度版」を下記のとおり改定しましたので、お知らせいたします。詳細は事務局にお問い合わせください。

	改定前	改定後
1 頁 入会できる方	山形市内の中小企業に勤務する従業員及び事業主・入会時において71歳未満の勤労者等	山形市内の中小企業に勤務する従業員及び事業主、並びに山形市在住で山形市外の企業に勤務する方
9 頁 1 行目	※入会した日以降に発生した事由から、会員資格喪失日（最後の会費を納めた月の末日）まで発生した事由が対象となります	※祝金及び見舞金は、入会した日以降に発生した事由から会員資格喪失日（最後の会費納入日の属する月の末日）まで発生した事由が対象。 ※死亡保険金、家族弔慰金及び保険金は、入会后、初回の会費納入日の属する月の1日以降、会員資格喪失日まで発生した事由が対象。
9 頁 給付の制限と時効 1 行目	・入会した日以降の給付事由から対象となりますが、請求については最初の会費を納めた月から6ヶ月目の1日以降可能となります。（※例参照）	・慶弔共済金一覧表 種別中、祝金及び見舞金は入会した日以降の給付事由から、死亡保険金、家族弔慰金及び保険金は入会后初回の会費納入日の属する月の1日以降に発生した給付事由から対象となりますが、新規入会者の請求手続きについては、最初の会費を納めた月から6ヶ月目の1日以降可能となります。（※例参照）
10 頁 慶弔共済金一覧表 内 種別中、子の出生の添付書類	又は出生届受理証明証	又は出生届受理証明書
10 頁 慶弔共済金一覧表 内 種別中、死亡保険金の給付事由	会員本人が死亡した時	会員本人が死亡した時 ※新規加入時に満71歳以上の方は、給付額が変わる場合があります。注6
10 頁 最終行		（追記）注6 新規加入時に満71歳以上の方は、疾病により死亡した場合のみ5万円の給付となります。（老衰、自殺、自然死等は、給付対象外です。）